

**アドベンチャートラベルテレビ番組制作支援業務
公募型プロポーザル提案説明書**

1 実施主体

札幌市国際観光誘致事業実行委員会

2 業務名

アドベンチャートラベルテレビ番組制作支援業務

3 業務の背景及び目的

2023 年 9 月に、アドベンチャートラベル・ワールドサミットが北海道で開催されることが予定されています。

これをきっかけとし、欧米豪での札幌・北海道の認知度向上及び来札意欲の向上を図るため、札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下、「実行委員会」という）では、カナダの映像制作プロダクション：Heliconia 社と連携し、欧米豪のアドベンチャートラベラーをターゲットにしたテレビ番組を制作します。

本業務では、都市と自然の融合するユニークな札幌の魅力をよりよく伝える映像を制作するため、番組の制作に向けた同プロダクションとの調整、撮影行程の企画・作成・手配、撮影時のクルーの対応等、番組の制作に向けた日本現地での撮影クルーへのサポートを行う事業者を募集します。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日（木）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は 7,700 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※本事業に係る委託費は、令和 5 年度札幌市国際観光誘致事業実行委員会の予算成立が、委託契約及び事業の執行の条件となる。

6 業務の内容

実行委員会では、カナダの映像制作プロダクション：Heliconia 社と連携し、同プロダクションのテレビシリーズ：ADVENTURE CITIES で、2023年後半に放映する札幌を特集した番組を制作します。

本業務では、番組の制作に向けた Heliconia 社との調整、撮影行程の企画・作成・手配、撮影時のクルーの対応等、番組の制作に向けた日本現地での撮影クルーへのサポートに関する一切の業務を行うこと。

なお、本業務は、受託者決定後、受託者の提案に基づき Heliconia 社への企画・調整を行っていくものであることから、企画提案の段階において、提案者が Heliconia 社に対して問合せ・ヒアリング等を行うことは厳禁とするため、十分留意すること。本業務の企画提案にあたり質問がある場合は、9(4)質問の受付及び回答に定める通り、所定の手続きに沿って、実行委員会事務局に行うこと。

<Heliconia 社 概要>

アウトドアやアドベンチャートラベルの魅力を伝えることを使命とする数々の賞を受賞したカナダの映像制作プロダクション。

※Heliconia 社：<https://www.heliconia.ca/>

<テレビ番組：ADVENTURE CITIES 概要>

本シリーズのプロデューサーであり旅行ライターとして受賞歴のあるジョナサン・トンプソンがホストを務めるアドベンチャートラベルのテレビ番組。Bally SPORTS、Discovery チャンネル等を始めとし、米国の1億5千以上の世帯で放送されている。

1つのエピソード（30分）には、約10分の2都市の特集が組み込まれる構成となっており、本業務で撮影を行う札幌の特集（約10分）が含まれたエピソードは2023年後半に配信される予定。

(1) ターゲット

欧米豪のアドベンチャートラベラー

(2) 業務内容

ア テーマ

Sapporo, North Capital Backed by Nature

札幌は日本の北にある大都市でありながら、常に自然と隣り合わせにある街である。札幌は北海道内にある大自然のアドベンチャーの本場に向かうための起点として機能しているだけでなく、市内でもすぐ近くに豊かな自然にアクセスができ、札幌の街中、アートシーン、文化、食をとっても、その中に自然との近さを感じることができる。札幌は自然と都市が融合した札幌ならではのユニークな楽しみを提供する。

イ 撮影クルー人数

4人（カナダ、アメリカ在住）※番組プロデューサーを含む4名。

ウ 撮影日数

5日間 ※左記5日間には移動日を含まず、撮影のみを行う日とする。

arrival		DAY1		DAY2		DAY3		DAY4		DAY5		departure
(移動日)						(撮影等)						(移動日)

エ 撮影時期

令和5年6月初旬

オ 撮影地域

札幌市及び札幌近郊

カ 業務内容

- ① 番組制作に係る Heliconia 社との各種調整
- ② 撮影クルーの撮影行程の企画・運営・調整
- ③ 撮影クルーの撮影に係る宿泊、食事、体験、交通手段及び通信手段の確保等一切の手配
- ④ ガイド、通訳等の手配（必要に応じて）

キ 手配・費用負担の範囲

- ① 撮影クルー航空券（海外出発空港→日本入国空港）

海外出発空港から国内空港までの航空券を手配すること。なお、航空券は Economy plus/Preferred zones（解約保険を含む）を手配すること。また、必要に応じ、ビザ取得手続きを行うこと。

- ② 撮影クルー国内滞在費

撮影クルーが、撮影にあたり日本滞在期間中に必要となる一切の手配・費用負担を行うこと（飛行機（国内線）、地上移動、宿泊施設、食事、荷物運搬、

旅行保険、体験料、撮影サポート車両・撮影サポートスタッフ等)。

ク 留意事項

① 撮影日程

撮影日数5日間のうち、最初の4日間は行程に基づく番組制作のための撮影日、最終日の1日は予備日（B-roll撮影や天候不良の場合の再撮影等）及びプロデューサーの記事制作(※)のための取材に充てる日となっている。

ただし、撮影期間中は、状況に応じ、クルーのニーズに応じた柔軟な対応を求められる場合があるため、留意すること。

※本撮影に係る滞在に合わせて、旅行ライターでもある本番組のプロデューサーはメディアに掲出するための記事制作のための取材を行う予定であるため、受託者決定後、プロデューサーの意向を確認の上、受託者は取材に必要な一切の手配を行うこと。

② 撮影スポット・体験、行程

ADVENTURE CITIES の特徴や、実行委員会が同番組を通して伝えたいテーマ（Sapporo, North Capital Backed by Nature）を踏まえて、アウトドアアクティビティ・食・都市文化・温泉・アートなどのスポット・体験などを含む札幌のユニークな魅力を伝える行程を作成すること。なお、行程には、下記(ア)(イ)のスポット・体験を含むこと。

(ア) 番組のメインに相応しい深みのあるスポット・体験…4つ

(イ) 短いエピソードに適したユニークなスポット・体験…4つ

③ 地元担当者

- ・本業務の実施にあたっては、Heliconia社と実行委員会との調整を行い、撮影前のプランニングから、撮影中の同行・対応、撮影後のフォローアップまでを行う地元担当者を配置すること。なお、地元担当者は撮影期間中、常に対応可能であること。
- ・地元担当者は下記の要件を満たしていること。
 - － 英語と日本が流暢に話せ、両言語でのメールのやりとりができること。
 - － 地域に関する十分な知識を持ち、その地域の法律や文化について理解していること（撮影にあたり必要な許可、文化的な配慮等）
 - － 実行委員会及びHeliconia社のニーズを把握し、撮影前・撮影中に生じ

た、天候・交通・その他予期せぬ問題に対して、必要に応じて柔軟に計画を変更でき、別の撮影方法の提案・手配を行えること。

④ 宿泊施設について

- ・可能な場合は、クルー1名につき1室が望ましい。
- ・キャンプも選択肢として可能である。
- ・電子機器の充電、Wi-fi／インターネット環境があることが望ましいが、ない場合は事前にクルーへの告知を行うこと。

⑤ 移動手段

- ・地上の移動に関しては、行程や実施する体験に応じて、必要な交通手段を用意すること。必ずしも貸切車両を利用する必要はなく、行程上、差し支えなければ、公共交通機関を利用することも可能とする。

⑥ 食事

- ・撮影期間の1日3食の食事と飲料水、また、運動量の多いアクティビティがある場合は、必要に応じ、軽食を用意すること。
- ・飲食店が撮影先となる場合を除き、食事のために予定されているアクティビティや体験を中断することがないように、持ち運びのできる食事の提供を検討すること。
- ・食事は、クルーの食事制限（ベジタリアン／ヴィーガン、宗教に応じた食事等）に沿って、用意すること。

⑦ ガイド等

- ・撮影で取り上げる体験・アクティビティ等について、必要に応じ、その分野の優れた知識を持つガイド等を配置すること。なお、ガイドはカメラのインタビューにも対応できる人物であることが望ましい。
- ・ガイド等は日本語が話せる人物であり、さらに英語が堪能であることが望ましい。ガイドが英語で対応できない場合は、通訳を配置すること。
- ・ガイドに対して、地元担当者から撮影にあたって必要な説明を行い、ガイドはクルーや当実行委員会のニーズについて把握をしていること。また、必要に応じ、ガイドには同プロダクションとの打合せに出席を求める場合がある。

⑧ 撮影機材等

- ・撮影機材等については、Heliconia社で用意することを基本とするが、必要

に応じ、受託者が手配を行うこと。

⑨ その他

撮影の日程・行程・クルーの人数については、最終的に Heliconia 社との調整を経て、撮影先が確定した後に決定する。そのため、契約締結後に契約額に変動が生じるような日程・クルーの人数等の変更が生じた場合は、契約変更を行う場合があるため、留意すること。

(3) 報告

実施概要、実施結果を取りまとめた実施報告書を作成し、提出・報告すること。
報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすく行うこと。

7 企画提案を求める事項

以下の(1)~(4)について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) 地元担当者

地元担当者の英語能力や、欧米豪のメディアの現地取材等の対応実績を示すこと。

(2) 撮影行程

ア スポット・体験、行程

6(2)ク②(ア)(イ)に示す撮影先として選定するスポット・体験及び行程、並びにそのスポット・体験に選定理由を示すこと。

イ ガイド等

行程の中で、ガイド等を配置する体験・アクティビティを示すとともに、そのガイドの氏名・資格・経歴等を示すこと。

(3) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(4) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本公募型プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

- | | |
|--------------|----------------------|
| ア 公募開始 | 令和5年3月17日（金） |
| イ 参加申込書の提出期限 | 令和5年3月24日（金）12時00分必着 |
| ウ 企画提案書の提出期限 | 令和5年3月28日（火）12時00分必着 |

エ 実施委員会による審査の実施	令和5年3月下旬
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和5年3月下旬
カ 契約締結	令和5年4月上旬

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会事務局（札幌市観光・MICE 推進部）へ郵送又は持参により提出すること。

- ア 参加申込書（様式1）1部
- イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 15部
- ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出された書類については返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロフィール参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和5年3月22日（水）12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【業務名】質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
趣旨理解 (7)	提案は、提案説明書における指示事項を十分理解した内容となっているか。	15
地元担当者 (7-1)	地元担当者は札幌観光等の実情に精通するとともに日本語・英語が堪能であり、業務遂行能力があると判断できるか。	15
撮影行程 (7-2)	ターゲットに、札幌の魅力を十分に伝えることができるスポット・体験を選定しているか。	30
	撮影行程において、スポット・体験の魅力を伝えるのに相応しいガイドを配置しているか。	20
体制・計画の適否 (7-3 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	10
経費の妥当性 (7-4 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	10

(3) 実施委員会による書面審査の実施

実行委員会による書面審査を行い、契約候補者を選定する。

(4) その他

ア 応募状況により、ヒアリングによる審査を実施する場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

エ 提案者が一者となった場合、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本企画提案書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局

（札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課） 中西、宗岡

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376 F A X 011-218-5129 メール kanko@city.sapporo.jp